

## リハ専門職研修事業 実施要領

### 1 目的

県内の発達障害児、肢体不自由児・者が、住み慣れた地域で必要なリハビリテーション及び相談を受けることができる地域の支援体制を整備することが求められている。そこで、県内の医療機関等に従事している、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を対象に、当センターでの研修の機会を提供し、小児リハビリテーションに係る知識や技術の習得、向上を図ることを目的に実施する。

### 2 実施主体

長崎県立こども医療福祉センター

### 3 対象者

県内の医療機関等に所属して小児リハビリテーションを実施している、もしくは実施を検討している理学療法士・作業療法士・言語聴覚士。

なお、特定の機関に所属していない場合は、申込内容が小児リハビリテーションを前向きに学びたい内容であるか、当センターや利用者に不利益となるような内容でないか、営利目的とした内容でないか等、総合的に事業対象の適否を判断する。

### 4 日時

対象者の希望に応じて、随時実施

### 5 場所

長崎県立こども医療福祉センター

### 6 内容

対象者の希望に応じて、理学療法・作業療法・言語聴覚療法の見学等を実施

### 7 費用

研修費は無料

研修にかかる費用は対象者の負担とする。

### 8 申込窓口

リハビリテーション科（0957-21-2302）へお問い合わせ下さい。

### 9 その他

（1）依頼の流れ＜別添資料①を参照＞

（2）依頼文（医療機関等所属用）の参考雛形＜別添資料②を参照＞

（3）依頼文（特定の機関に所属していない場合用）の参考雛形＜別添資料③を参照＞

付則 この要領は、令和2年11月16日から適用する。

付則 この要領は、「医療機関従事者等研修事業」から名称を変更し、令和3年11月16日から適用する。